

2024年10月

岡山県臨床検査技師会
教育・研修ご担当者様

一般社団法人
日本糖尿病療養指導士認定機構
理事長 宇都宮 一典

日本糖尿病療養指導士の認定更新に関するお願い (研修会等開催時の「参加証等」の発行について)

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本機構に格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本機構の「日本糖尿病療養指導士 (CDEJ)」認定制度にご理解・ご協力を賜りたく、例年同様ではございますが、あらためて資料を添えてお願いする次第です。

CDEJの認定は5年ごとの更新とし、要件のひとつとして、学会・研修会等で一定の単位(第1群:職種別、第2群:職種共通)を取得することを定め、第1群:職種別の一部として、勝手ながら、貴会主催・共催の研修会で単位取得が可能と定めております。(資料1 CDEJ認定更新のための研修単位をご参照ください。)

単位の取得状況については、原則として主催団体が発行する「参加証等」によって確認することにしております。ご多忙のところ、勝手なお願いで誠に恐縮ではございますが、貴会で主催・共催される研修会等におきましては、可能な限り、「参加証等」の発行をぜひお願いいたします。「参加証等」の様式、その他研修単位の認定方法等につきましては、資料2「CDEJ認定更新のための研修単位について」をご高覧いただければ幸いに存じます。

「参加証等」の発行が難しい場合は、参加者本人が持参する「学会・研修会等出席証明書」への押印にぜひご協力をお願い申し上げます。(従来よりご協力いただいております皆様には、この場をお借りして感謝を申し上げますとともに、度々のお願いとなりますことをご容赦いただければ幸甚に存じます。)

なお、近年は、多くの学会・団体に履修履歴等が一元管理され、Web上のマイページ・マイルーム等で閲覧可能となっており、参加証に代えてWeb上の履修履歴等のプリントアウトを提出される方が増えております。そのような形でも、「研修単位一覧表」に該当する研修にその方が出席したことが確認できれば参加証の代用として単位付与しております。しかしながら、マイページ・マイルームの仕様やレイアウト、表示される情報は学会・団体により異なるため、「確実に単位付与できる」とはご案内しづらいのが現状です。このため、各団体の皆様には、従来同様、できる限り参加証の発行をお願いする次第です。

本件につき、ご不明の点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

糖尿病に関する知識・技能・経験を備えたCDEJが各地に増えることにより、わが国の糖尿病医療のレベルは飛躍的に向上すると確信しております。ぜひとも本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会のますますのご発展を祈念申し上げます。

敬具

〈第1群〉自己の医療職研修単位

〔4〕臨床検査技師

コード	研修項目	出席	発表 生涯研修 (論文)	備考
1-01	日本医学検査学会	4	2	
1-02	日本臨床衛生検査技師会主催・共催 研修会	4	2	
1-03	医療研修推進財団 臨床検査技師 教育施設指導者研修会	4	2	
1-04	日本臨床衛生検査技師会地区医学検査学会(7ブロック別)	0.5-3	2	単位数は実質研修時間数・日数により異なる(欄外参照)
1-05	日本臨床衛生検査技師会 地区主催・共催 研修会	0.5-3	2	
1-06	都道府県 医学検査学会	0.5-3	2	
1-07	都道府県臨床検査技師会主催・共催 研修会	0.5-3	2	
1-08	臨床検査に関連する学会・研究会(全国学会・研究会に限る)	1	2	全138学会の指定あり
1-09	世界医学検査学会	4	2	
1-10	アジア医学検査学会	4	2	
1-11	日本臨床衛生検査技師会が認定する研修会等	0.5-2	2	
1-12	生涯研修制度の履修 (日本臨床衛生検査技師会が実施する生涯教育研修制度)	20		修了証書取得
1-91	臨床検査に関する雑誌・本等の掲載論文1編につき、筆頭者		(4)	
1-92	同上、共著者		(2)	

実質研修時間数・日数により単位数が異なる項目の、単位数について

- ◆1日の場合 1.5時間～3時間未満：0.5単位、3時間～4.5時間未満：1単位、
4.5時間～6時間未満：1.5単位、6時間以上：2単位
- ◆2日以上 3単位

参加証等に関するQ&A

Q1：糖尿病療養指導に関係のない研修でも単位取得対象になるのか？

A1：＜第1群＞は「自己の医療職研修」なので、内容は問わず、各職種の研修目的なら対象になります。「講習会」「研修会」「セミナー」等、名称も問いません。

但し、親睦目的の会や、総会等（事業報告や予算・決算、人事等）は対象になりません。

Q2：実質研修時間とは？

A2：「挨拶・休憩・企業の製品紹介」等の時間を除いた「正味の研修時間」です。オリエンテーション、質疑応答等は含みます。

Q3：「実質研修時間の記載が必要な場合」とは？

A3：実質研修時間（2日以上の場合は、日数）により単位数が異なる項目は、実質研修時間（日数）の記載が必要です（資料1参照）。

単位数が固定されている項目については、実質研修時間（日数）の記載は不要です。

Q4：事前に申し込んだ人に配布する「受講券」等は、「参加証等」として有効か？

A4：事前に配布されるものは「当日、確かに参加したこと」の証明にはならないため、原則として「参加証等」として認めていません。

但し、「受講券」等に当日、受付印の押印やチェックなどをされた場合は、「参加証等」として認められます。

Q5：「参加証等」には参加者の氏名を記入して配布しないといけないのか？

A5：そうしていただければありがたいですが、無記名のまま発行し、参加者自身が記入する形でも問題ございません。「氏名」欄は必ず設けていただくようお願いします。

Q6：「証明印」とは？

A6：公正性を担保する観点から、できるだけ各主催団体の公印もしくはそれに準ずる印（主催団体名の入った印）を押印していただくようお願いしております。それが難しい場合は、研修会専用の印（スタンプ）、それも難しい場合は、各研修会担当者（研修部門の担当者や、当該研修会の企画担当者）個人の認め印でもよいこととしています。但し個人の認め印の場合は、その方の役職名を必ずご記入ください（確かに主催者から発行されたものであることを確認するため）。

<p>公印</p> <p>例 </p>	<p>研修会専用の印・スタンプ</p> <p>例 </p>	<p>研修担当者個人の認め印</p> <p>※この場合は「役職名」を明記してください。</p> <p>例 </p>
---------------------	-------------------------------	---

Q7：2日以上の研修会では、1日ごとに「参加証等」を発行する必要があるのか？

A7：「1つの研修会について、1枚」でけっこうです。2日以上の場合は、できるだけ開催期間または日数の記載をお願いいたします。

Q8:「学会・研修会等出席証明書」とは何か？

A8:「学会・研修会等出席証明書」(右図)は、主催者側で参加証等の発行の用意がない場合に、参加者(CDEJ)から証明を求める時に使っていただくため、CDEJに配布してあるものです。

参加者があらかじめ研修会名・開催日等を記入しますので、主催者には主催者名の記載および主催者印の押印のみをお願いいたします。

3枚複写(主催者控・認定機構提出用・出席者控)になっていますので、3枚それぞれ押印後、「認定機構提出用」と「出席者控」を参加者にお渡しください。「主催者控」は、主催者側で必要があればご活用ください。(必要がなければ破棄していただいても構いません。)

Q9:研修会の当日に「参加証等」を発行しなかったところ、事後に郵送で求められた。事後の発行は有効か？

A9:主催者側でその方の参加が確認できれば、事後の発行でもかまいません。(同様に、紛失等による再発行も問題ありません。)事後の対応が難しい場合は、お断りいただいても差支えありません。ご負担にならない形でご協力をお願いいたします。

「学会・研修会等出席証明書」の見本

(様式 1-3) (出席者控)

(様式 1-2) (認定機構提出用)

(様式 1-1) (主催者控)

学会・研修会等出席証明書(取得単位申告用)

お名前 _____

研修会名: _____

主催者名: _____

開催日: _____年 月 日
(~ _____年 月 日)

実質研修時間: _____時間 _____分

あなたが上記の研修会に出席したことを証明します。

_____年 月 日

主催者名 _____ 主催者印 _____

主催者名の記載・主催者印の押印をお願いします。
「主催者印」は主催団体の印が望ましいですが、難しい場合は「研修担当者個人の認め印でも結構です(ただし、この場合は「主催者名」欄に団体名のみでなく研修担当者の役職とお名前(フルネーム)の記載もお願いします)。

Q10: 当会では、「参加証等」を発行していない。必ず発行しないとイケないのか？

A10:「参加証等」がない場合、その研修会等に参加したCDEJは、「参加(単位取得)」を証明できず、更新に必要な単位を満たせなくなる場合がありますので、できる限りご協力をお願いいたします。なお、各職種の生涯研修制度や各団体の個人ページで履修履歴等を閲覧・印刷できる場合は、ページのプリントアウトで「本人氏名、参加研修名、主催者名、開催年月日等」を確認できれば「参加の証明」と認めております。

※その他、ご不明の点がありましたら、事務局(TEL:03-3815-1481)までお問い合わせください。

【参考】Webサイトの「お知らせ」もご覧いただければ幸いです。
トップページ (<https://www.cdej.gr.jp/>) → CDEJの方

2023年6月1日付「お知らせ」

(近々、Webサイトリニューアルを予定しており、「お知らせ」の表示形式が変更される可能性があります。)

【注意喚起】学会・研修会参加時の単位取得の証明（参加証明）について

学会・研修会の出席・参加による単位の申告には「参加証」「修了証」等の「出席・参加を証明する書類」（以下、【参加証明書】）が必要です。

近年、「オンラインで参加登録し、【参加証明書】はオンラインで閲覧・ダウンロード」というケースが増えていますが、取得し忘れるなどして参加の証明ができず、単位取得が認められない事例が発生しています。

以下の点にご注意ください。

- 【参加費の領収書】は、参加証明資料として認められません。「参加証」等を必ず取得してください。
(特例として、『研修会の当日、会場受付で参加費を支払い、その場で交付された領収書』に限り、単位取得の証明資料として認められる場合がありますが、Web開催やオンライン参加登録では一切認められません。)
- 【参加証明書】は、取得できる期間が限られている場合（会期中のみ等）や、条件が設けられている場合（会期中にログイン履歴がある等）があります。事前に確認し、取得し忘れることがないようにご注意ください。
- Web開催の学会については、[こちらのご案内](#)も必ずお読みください。

各種認定制度や団体の会員ページの履修履歴等を参加証の代用とする場合

各種認定制度や職能団体の会員ページで履修履歴等を確認できる場合、そのプリントアウトを【参加証明書】に代用できます。

ただし、「参加した学会・研修会名/主催団体名/参加者名/参加・出席の事実」を確認できる形式で印刷する必要があります。

[例] 理学療法士の方：日本理学療法士協会マイページの履修履歴を【参加証明書】の代用として提出する場合は、ご自分の名前が印字されるレイアウト（横向き）で印刷してください。

自己申告が不要なもの

CDEJマイページ「単位情報閲覧」画面に表示されているもの（下記）は、本機構が受講/参加をデジタルデータで把握しているため、【参加証明書】を提出不要です。

- 本機構が開催する認定更新者用講習会・eラーニング
- Jスキルコース（本機構が実施するeラーニング） → 詳細は [こちら](#)
- 学術集会会場でCDEJカードにより単位登録したもの（2018年5月～2020年1月） → 詳細は [こちら](#)
- 学術集会主催者からの個人情報提供による単位登録（2023年5月～） → 詳細は [こちら](#)
↳ 参加登録時に個人情報第三者提供に同意し、かつCDEJ認定番号を入力した方のみ

上記以外（CDEJマイページ「単位情報閲覧」画面に表示されていないもの）は、自己申告が必要です。